

名古屋市告示第619号

名古屋市営住宅における使用料の収納事務委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のように収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 6年12月18日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 委託する事務

名古屋市営住宅等の退去者に係る滞納家賃及び滞納駐車場使用料の収納事務

2 委託の相手方

東京都千代田区丸の内三丁目 4番 1号新国際ビル 4階
弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員 菅野 晴隆

3 委託期間

令和 6年10月 1日から令和11年 7月 3日まで

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課